

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除 の適用条件が変わります！

青色申告特別控除額が変わります（現行 65 万円→改正後 55 万円）

基礎控除額が変わります（現行 38 万円→改正後 48 万円）

改正前（令和元年年分申告まで）				改正後（令和2年年分申告以後）			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1) 正規の簿記の 原則で記帳 (複式簿記) (2) 貸借対照表と 損益計算書を 添付 (3) 期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	改正前の「65万 円控除」の要件 + ★e-Taxによる 電子申告又は電 子帳簿保存
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	改正前の「65万 円控除」の要件
				10 万円	48 万円	58 万円	改正前の「10万 円控除」の要件

★e-Taxによる電子申告とは、申告書・決算書両方電子申告した場合に限ります